

令和6年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

刑事政策

問1 第208回国会で可決成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）は、刑法12条を改正している。刑法12条が改正されたことが刑事政策としてどのような意義をもっているかを明らかにした上で、同条3項が何を定めたものか、その法的性格を論ぜよ。

（参照）

第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

問2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく医療審判では、入院等の決定がおこなわれる（42条）。その法的性格を明らかにした上で、これが保安処分であるかにつき、論ぜよ。